

# 一般社団法人 三重県建築士会委員会規程

第1条 定款第53条3項によりこの会の事業を分担しその推進を計るため次の2種類の委員会を設置する。

(常設委員会)

第2条 常設委員会の種別ならびに分担事項は次に掲げるところによる。

(1) 総務委員会

- 会の基本方針の策定。
- 定款・細則等に関する事項。
- 会員の増強に関する事項。
- 受託業務の推進に関する事項。
- 表彰に関する事項。
- 防犯優良アパート認定制度に関する事項。
- 建築甲子園に関する事項。
- 会報の企画、編集、発行に関する事項。
- ホームページ維持更新。
- 情報収集、発信に関する事項。
- 他の委員会の所管に属さない事項。

(2) 教育・事業委員会

- 講演会、講習会、見学会、説明会、研修会等の計画及び実施に関する事項。
- C P D制度及び専攻建築士制度の運営等に関する事項。
- 1級、2級、木造建築士の試験業務等に関する事項。
- 建築士定期講習に関する事項。
- 監理技術者講習に関する事項
- 既存住宅状況調査技術者講習に関する事項

(修了考査が必要な講習：守秘義務が発生)

- 当委員会に係わる必要な事項。

(3) 歴史・景観まちづくり委員会

- まちづくり活動に関する事項のうち、歴史まちづくり、景観まちづくりに関する事項
- 地域貢献実践活動に関する事項。
- 文化庁事業に関する事項。
- みえヘリテージの会の活動に関する事項。
- 景観整備機構に関する事項。
- 当委員会に係わる必要な事項。

(4) 防災・福祉まちづくり委員会

- まちづくり活動に関する事項のうち、防災まちづくり、福祉まちづくり、街中まちづくりに関する事項
- 災害対応活動（応急危険度判定士の登録・更新に関する事項を含む）に関する事項。
- 当委員会に係わる必要な事項。

(5) 青年委員会

- 青年建築士の活性化と育成に関する事項。
- 実践活動の推進及び情報交流に関する事項。
- 会員の増強に関する事項。
- 当委員会に係わる必要な事項。

(6) 女性委員会

- 女性建築士の活性化と育成に関する事項。
- 実践活動の推進及び情報交換に関する事項。
- 会員の増強に関する事項。

○ 当委員会に係わる必要な事項

(特別委員会)

第3条 会長は前条に定めるもの外、必要と認めるときは理事会の議決を経て特別委員会を設置することができる。

第4条 常設委員会の委員は、正会員より会長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

第5条 特別委員会の委員は、会長が指名し理事会の承認を得て委嘱する。

2 特別委員会の委員は会員を問わないが、3分の2以上は正会員とする。

3 旅費等の規程に関しては、会員外も会員と同等とする。日当は支払わない。

第6条 委員長は原則として理事から会長が指名し、理事会の承認を得て依嘱する。理事以外から委員長を指名する場合は正会員の中から選び、理事でない委員長も理事会にオブザーバー出席をしなければならない。

第7条 副委員長は委員の互選により決定する。

第8条 会長、副会長、専務理事は総務委員会に出席しなければならない。

第9条 委員会の開催は委員長が定め、委員の招集を行うものとする。

但し、役員改選直後の第1回委員会の開催及び召集は会長または担当副会長が行う。

第10条 委員長は委員会を総括運営し、委員会の議長は委員長とし支障のある場合は副委員長がこれを代行する。

第11条 委員は支部長及び支部役員会に委員会の開催内容を報告しなければならない。

第12条 委員長は委員会の経過ならびに成案、事業計画、結果等を会長及び理事会に報告し、了承を得なければならない。

第13条 委員長は、委員会終了後すみやかに議事録を事務局に提出しなければならない。

第14条 委員長は委員会に委員以外の会員をオブザーバー出席させることができる。但し、事前に会長または担当副会長の了承を得なければならない。

(専門部会等)

第15条 委員長は、特に必要が生じた場合、会長の承認を得て委員会内（特別委員会を除く）に専門部会等をおくことができる。

2 専門部会等の部会員は会員を問わないが、部会員の3分の2以上は正会員とする。部会長は委員会委員の正会員の中から選出し、会長の承認を得ること。

3 旅費等の規程に関しては、会員外も会員と同等とする。日当は支払わない。

4 専門部会の部会長は、部会の経過ならびに結果等を委員会に報告し了承を得なければならない。

(評議会等)

第16条 会長が必要と認めるときは理事会の決議を経て委員会の下に評議会等をおくことができる。

第17条 評議会等の委員は、担当委員会の推薦により会長が指名し理事会の承認を得て委嘱する。

2 評議会等の委員は会員を問わない。旅費・日当等は別に定める規定を適用する。

(諮問会議等)

第18条 会長が必要と認めるときは理事会の決議を経て会長の下に諮問会議等をおくことができる。

2 諮問会議の委員は、会長が指名し理事会の承諾を得て委嘱する。

3 諮問会議の委員は会員を問わない。旅費・日当等は別に定める規定を適用する。

第19条 会長が必要と認めるときは理事会の決議を経て委員会の下に協議会等をおくことができる。

第20条 協議会等の運営については別に定める。

第21条 青年委員会の委員は、正会員の内から45才未満（年度初め）の者とする。

第22条 女性委員会の委員は、女性正会員より構成する。

第23条 委員会委員（特別委員会、専門部会、評議会等を含む）の任期は2ヵ年とし本部役員改選時とする。

第24条 この規程の設定及び改廃は、総務委員会に諮り理事会の決議による。

## 付 則

- この規程は昭和 62 年 8 月 25 日から適用する。
- この規程（第 2 条）は平成 8 年 6 月 25 日から適用する。
- この規程（第 3 条・第 4 条）の改正は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程（第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条）の改正は平成 16 年 4 月 28 日から適用する。
- この規程（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、）の改正は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程の改正は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程（第 2 条）の改正は平成 26 年 5 月 31 日から施行する。
- この規程（第 18 条）の改正は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程（第 15、19、20 条）の改正は平成 27 年 4 月 28 日から施行する。
- この規程（第 2 条）の改正は平成 30 年 5 月 26 日から施行する。
- この規程（第 2 条）の改正は令和 8 年 5 月 30 日から施行する。